

【氏名】 藤崎 衛

【所属大学院】（助成決定時） 東京大学大学院

【研究題目】

ヨーロッパ中世中期から後期におけるローマ教皇庁の組織上および制度上の整備過程の研究

【研究の目的】

12 から 13 世紀にかけてのローマ教皇庁の組織と制度がいかなる変遷を遂げつつ整備されまた確立したのかを、実証的な歴史学的手法によって明らかにすることにより、教皇庁がローマ教皇個人の個性にのみ還元されるものではなく、西洋中世に多大な影響を及ぼし続けた一つの動的な歴史的組織であると位置付けることをめざす。具体的には、教皇庁スタッフの人的構成に焦点を当て、教皇を選出しその顧問団を形成した枢機卿団や文書局など諸部局の人員、家政役人たちの経歴や役割を分析することにより、人材登用の傾向から読み取れる教皇庁の意図を描き出すことにより教皇庁内部にみられた部局や人員の可変性・柔軟性を確認する。また、特定の税制などを取り上げつつ、教皇庁と西洋各地の教会施設との関係、および教皇庁と西欧内諸権力との関係の具体的な変遷を整理することによって、教皇庁内外にみられる人員の流動性について検討する。

【研究の内容・方法】

まず、教皇庁の組織・制度に関する第一次史料を丹念に検討しつつその変遷をたどる作業を行う。この際、教皇の書簡、各地の教会や修道院に発給された特権状、教皇特使への委任状、会計簿など教皇庁側の史料に加えて、同時代の年代記などの叙述史料も検討材料にする。史料の精確な読解と解釈をおこなったうえで、プロソポグラフィの手法を用いて、教皇庁関係者の肩書や部局の名称、人数や在任期間を特定し整理する。特に教皇の側近であり行政のみならず日常生活面でも教皇を補佐したファミリアについて検討を行う。これにより、史料が直接には語らない制度的整備過程を追跡することができるだけでなく、教皇側の主張だけを取り上げて世俗権力との勢力の優劣を論じようとする従来の研究手法を克服することができる。また、これらの史料は 12 世紀から 13 世紀にかけて常に確認できるものであるため、従来の研究によってあまり注目されてこなかった時代範囲についての教皇庁研究を補完することができる。

次に、当時の教皇庁と社会とがどのような関連を有していたかという側面についても、制度史研究にもとづいて考察する。対象としては、司教や大修道院長など高位聖職者のうち、教皇に直属する者がその任命や承認に際して教皇に対して支払義務を負ったセルヴィティア税とそれに付随する制度を取り上げる。制度の概要を明らかにするのみならず、13 世紀に経済面で台頭しつつあったイタリア商人が教皇庁と緊密な関係を有しており、税の支払いに特定の役割を果たしていたという点に特に注目する。この税の考察を進めるにあたっては、ヴァチカン文書館所蔵のオリジナル手稿史料の読み解きが有効であり、未刊行の同史料をデジタルの媒体に複製し、税を誓約する具体的な様態・金額・

時期・分配方式等についての情報に留意しつつの正確な読み下しと分析を加える。この手続きを踏まえた上で、当該税の成立の背景を検討する作業に取り組む。

【結論・考察】

各々の部局や人員の構成の変遷を時間的経過にもとづいて検討した結果、13世紀の教皇庁に関する史料から知られる教皇のファミリアまたはファミリアーレースと指示される者たちが、教皇の特に信任する者に付された限定的で個別的な称号であったのが、13世紀半ば頃から、教皇とともに宮廷生活を営み教皇庁組織を運営する者たち全般にも用いられるようになったということが明らかになった。また、教皇や枢機卿に対して高位聖職者が義務を負ったセルヴィティア税の検討からは、俗界における金融業者の世界と聖界を体現する教皇庁とが取り結んだ関係からは、教皇留保権の伸長や貨幣経済の浸透などが背景として存在したという事実が判明した。これらのことから、中世中期から後期にかけて教皇庁において業務の増大がスタッフの増員を必要としたこと、またこれらスタッフの編成過程、と税の金銭化などにとっての合理化策を教皇庁が推し進めたことを指摘することができた。